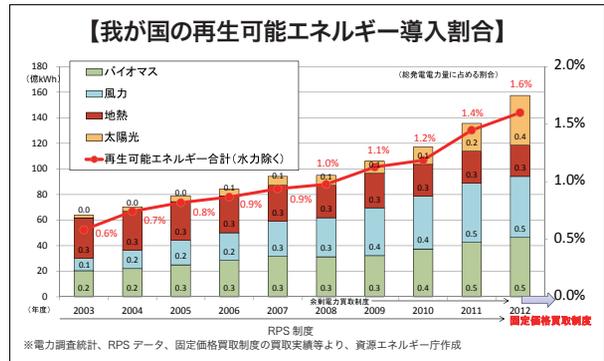


第2章 固定価格買取制度と設備認定について

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは

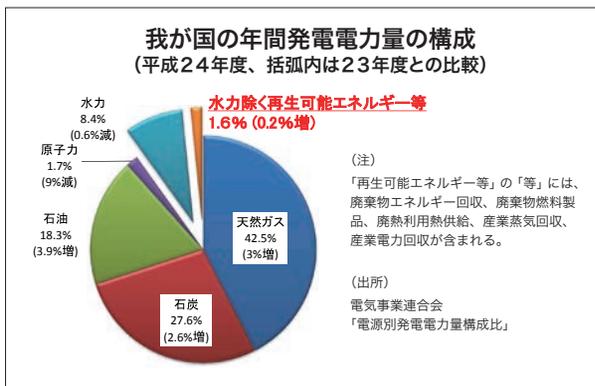
再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。しかしながら他の電源と比べて効率が悪く、コストが高いため、そのままではなかなか普及が進みません。このような現状を踏まえて、電力会社による買取価格・買取期間を国が定め、再生可能エネルギーにより発電された電気を電力会社が買うことを義務づけることで、再生可能エネルギーの導入を促す制度です。



九州経済産業局セミナー資料より



再生可能エネルギーは日本の電力の約 10% ですが、その大半は大規模ダムを含む水力発電で、他の4つをあわせたエネルギーはわずか 1.6%しかありません。



九州経済産業局セミナー資料より

**年間の日照時間は2116時間!**

宮崎県は再生可能エネルギーのうち、とりわけ太陽光について高いポテンシャルを有します。年間の日照時間が 2116 時間と長く、九州の中ではトップ、全国でも 3 位です。宮崎県ではソーラー発電所の設置を促進することによって温室効果ガスの排出量低減そしてエネルギー自給率の向上を目指します。と同時に、設置に伴う販売/工事/メンテナンスといった経済活動の活性化につなげていきます。

**【平成 22 年日照時間 都道府県別ランキング】**

|     |            |                |
|-----|------------|----------------|
| 第1位 | 山梨県        | 2183 時間        |
| 第2位 | 高知県        | 2154 時間        |
| 第3位 | <b>宮崎県</b> | <b>2116 時間</b> |
| 第4位 | 群馬県        | 2110 時間        |
| 第5位 | 静岡県        | 2099 時間        |

**【平成 22 年日照時間 宮崎県内市区別ランキング】**  
(※全国812件中順位は全国での順位を表示)

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 第21位  | 日向市  | 2135 時間 |
| 第31位  | 延岡市  | 2127 時間 |
| 第73位  | 宮崎市  | 2075 時間 |
| 第82位  | 西都市  | 2070 時間 |
| 第164位 | 串間市  | 2015 時間 |
| 第171位 | 小林市  | 2012 時間 |
| 第239位 | えびの市 | 1956 時間 |
| 第289位 | 日南市  | 1925 時間 |
| 第307位 | 都城市  | 1919 時間 |

データ出典：気象庁

## 2 買取価格および買取期間について

我が国は再生可能エネルギーの普及促進の為に平成15年4月からRPS制度(Renewables Portfolio Standard:再生可能エネルギー利用割合基準)を導入しました。これにより太陽光発電では世界の生産量や市場を有していましたが、平成17年に補助金が一度打ち切られてからはいずれも他国に抜かれ、国内市場も縮小しました。平成24年7月1日からは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の制定によりRPS制度は廃止し、新しく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)」が始まりました。この制度では、10kW以上の太陽光発電設備については20年間の全量買取、または余剰買取が選択できます。また、適用された買取価格はそのまま20年間維持(ただし法律上、経済産業大臣が特に必要と認める時は調達価格等は改訂)されますので発電事業としての安定性も確保されます。この買取価格は毎年一回、国の調達価格等算定委員会によって見直されます。

近年の買取価格は10kW以上の場合平成24年7月1日から平成25年3月31日までに申請をされた方は42円/kWh(税込)、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに申請をされた方は37.8円/kWh(税込)で決定しています。現在の状況では平成26年度は若干下がるのではないかと推定されています。

太陽光発電 10kW 以上の平成 24 年度～25 年度買取価格



出典：資源エネルギー庁  
再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック

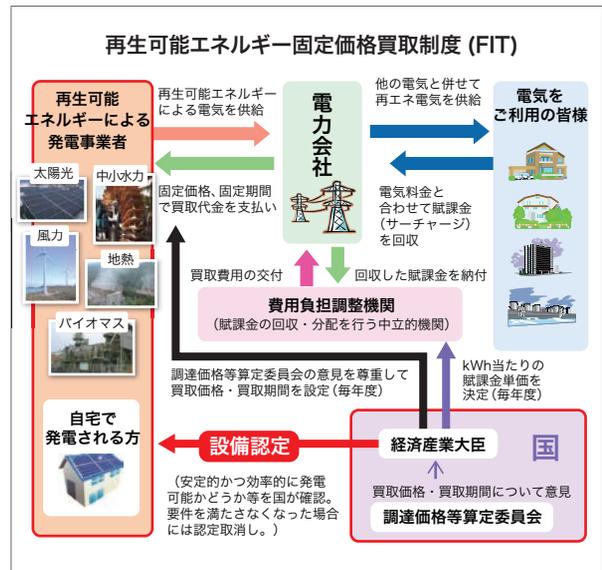
年度ごとの固定価格買取制度での買取価格と買取期間の変化

|           | 以前         | 2009年11月 太陽光発電余剰電力買取制度開始 (税込価格) |                 |                 |                 |                 | 2014年  |
|-----------|------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
|           |            | 2009年<br>平成21年度                 | 2010年<br>平成22年度 | 2011年<br>平成23年度 | 2012年<br>平成24年度 | 2013年<br>平成25年度 | 平成26年度 |
| 住宅用10kw未満 | 電力会社との直接契約 | 48円                             | 48円             | 42円             | 42円             | 38円             | ?      |
| 買取期間      | -          | 10年(余剰買取)                       | 10年(余剰買取)       | 10年(余剰買取)       | 10年(余剰買取)       | 10年(余剰買取)       | ?      |
| 産業用10kw以上 | 電力会社との直接契約 | 24円                             | 24円             | 40円             | 42円             | 37.8円           | ?      |
| 買取期間      | 10年(余剰買取)  | 10年(余剰買取)                       | 10年(余剰買取)       | 10年(余剰買取)       | 20年(全量買取)       | 20年(全量買取)       | ?      |

産業用10kw以上については20年間の全量買取制度が2012年7月再生可能エネルギー固定価格買取制度開始初めて導入された。

## 3 設備認定方法について

固定価格買取制度で電気を売電する為には安定的かつ効率的に発電が可能かどうか等を国が確認する為の経済産業省による「設備認定」の手続きが必要です。設備認定の方法は設置者等が経済産業省に申請して認定を受けますが、認定の手続きも簡略化され、太陽光発電では設置する設備容量が50kW未満についてはインターネットでの電子申請が可能となりました。50kW以上については必要書類を作成して経済産業省に申請することになります。



経済産業省 資源エネルギー庁ホームページより

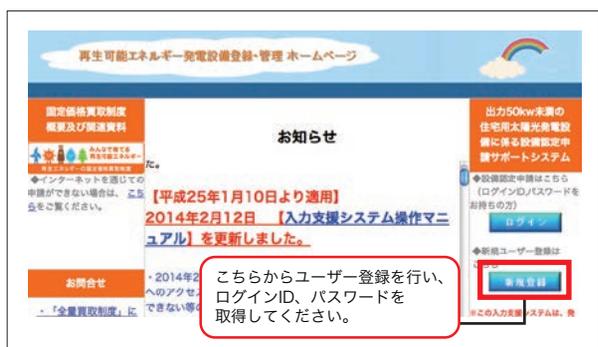
### (1) 50kW未満の設備認定を申請する場合

平成25年1月10日から50kW未満の太陽光発電設備の設備認定申請は電子申請が可能となりました。電子申請では太陽光発電設備を設置する方を設備設置者と呼び、必要事項をシステムに入力する人を登録者と呼んでいます。

実際には販売施行事業者が登録者として設置者に代わって申請するケースが多いのですが、以下の手順で申請します。

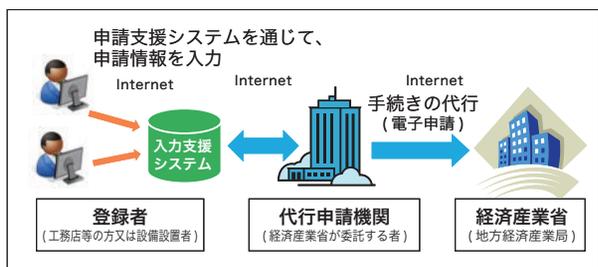
**【電子申請の方法】**

- ①登録者は電子申請ホームページにアクセスして新規ユーザー登録を行います。



経済産業省 資源エネルギー庁 <http://www.fit.go.jp> より

- ②登録者は自らの登録者情報及び申請しようとしている太陽光発電設備に関する設備情報等を入力します。
- ③入力された情報は、経済産業省が委託する代行申請機関に転送されます。
- ④代行申請機関は、申請された情報を取りまとめ、申請者の方に代わって経済産業省への手続きを行います。

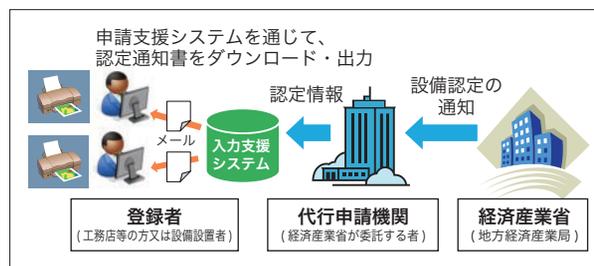


経済産業省 資源エネルギー庁 <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/> より

- ⑤申請された内容が審査基準を満たしていた場合、経済産業省は代行申請機関に設備認定の通知を行います。
- ⑥認定されると、本システムより登録者に認定された旨のメールが送信され、登録者はそれを確認後、本システムを通じて設備認定通知書をダウンロード

し出力することができます。

- ⑦出力した認定通知書を電力会社に提出して、受給契約の申し込みを行います。



経済産業省 資源エネルギー庁 <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/> より

**(2)50kW以上の設備認定を申請する場合**

50kW 以上の設備認定を受ける場合は下記の書類を作成して発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ郵送します。

- ①再生可能エネルギー発電設備認定申請書
- ②構造図 (位置図、平面図、パネル・架台の断面図)
- ③配線図
- ④メンテナンス体制確認書類
- ⑤運転開始年月日等の証明書類
- ⑥発電設備の内容を証する書類
- ⑦補助金確定通知書など

**(3)400kW以上の設備認定を申請する場合**

400kW 以上の太陽光発電設備の申請には、再生可能エネルギー発電設備認定申請書及び添付資料に加えて、以下のいずれかの資料が必要になります。

<設置場所を所有して売電事業を行う場合>

- ①登記簿謄本 (写しでも可)
- ②売買契約書の写し

<設置場所につき賃貸・地上権設定を受けて売電事業を行う場合>

- ①賃貸借契約書・地上権設定契約書の写し

<申請時点で、設置場所の所有、又は賃貸・地上権設定を受けていない場合>

- ①権利者の証明書

申請については販売施行事業者まかせにせず、申請内容をよく相談確認しながら進めることが、大切です。